

平成29年度

小学校新教育課程説明会 特別の教科 道徳

平成29年8月10日（木）  
県教育委員会事務局 学校教育課  
指導主事 丹下 博幸

# 第1章 総則

## 道徳教育関係

### 1 一部改正の基本方針

- これまでの「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、道徳の時間を「特別の教科道徳」として新たに位置付けた。
- それに伴い、目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道徳教育も道徳科も、その目標は、最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした分かりやすい規定とした。
- 道徳科においては、内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものとするとともに、指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図っている。

## 2 一部改正の要点

### ○ 教育課程編成の一般方針

「特別の教科である道徳」を「道徳科」と言い換える旨を示すとともに、道徳教育の目標について、「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示した。

### ○ 内容等の取扱いに関する共通事項

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、「第3章特別の教科道徳」の第2に示す内容であることを明記した。

## 2 一部改正の要点

- 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
  - ・ 道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体で行うことから、全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行う。また、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示すこと。
  - ・ 各学校において指導の重点化を図るために、児童の発達の段階や特性等を踏まえて小学校における留意事項を示すこと。
  - ・ 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意すること。
  - ・ 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表する。家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

(解説p10~11)

### 3 改善・充実の具体的事項

#### 道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

(解説p26)

学校における道徳教育は、児童がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、児童一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育む源となるものでなければならない。

### 3 改善・充実の具体的事項

#### 道徳教育の内容

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(解説p57)

- 道徳教育の内容は、「第3章特別の教科道徳」の「第2 内容」に示すとおりである。
- 道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容項目を四つの視点から、内容項目を分類整理し、内容の全体構成及び相互の関連性と発展性を明確にしている。
- 内容項目は、教師と児童が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題であるとともに、学校の教育活動全体の中で様々な場や機会を捉え、多様な方法によって進められる学習を通して、児童自らが調和的な道徳性を養うためのものである。

### 3 改善・充実の具体的事項

## 道徳教育の全体計画

なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

(解説p128)

### 全体計画の意義

- (ア) 人格の形成及び国家、社会の形成者として必要な資質の育成を図る場として学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる
- (イ) 学校における道徳教育の重点目標を明確にして推進することができる
- (ウ) 道徳教育の要としての道徳科の位置付けや役割が明確になる
- (エ) 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる
- (オ) 家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を可能にする

### 3 改善・充実の具体的事項

#### 指導内容の重点化

各学校においては、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。

(解説p137)

- 道徳教育を進めるに当たっては、児童の発達段階や特性等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての指導の重点に基づき各学年段階の指導内容についての重点化を図ることが大切である。
- どのような内容を重点的に指導するかは、最終的には、各学校が学校の実情や児童の実態などを踏まえ決定するものであるが、その際には社会的な要請や今日的課題についても考慮する。

### 3 改善・充実の具体的事項

#### 豊かな体験活動の充実といじめの防止について

学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(解説p140)

- 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域社会の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。その際には、児童に体験活動を通して道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にもこのことを明記することが求められる。
- 道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすることが大切である。
- いじめの防止や安全の確保といった課題について、道徳教育や道徳科の特質を生かし、児童がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。

### 3 改善・充実の具体的事項

#### 家庭や地域社会との連携

学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

(解説p143)

- 道徳教育は、学校が主体的に行う教育活動であることから、学校が道徳教育の方針を家庭や地域社会に伝え、理解と協力を得るようにする。
- 学校通信や学校のホームページなどインターネットを活用した情報発信などが考えられる。
- 児童の道徳性の発達や学校、家庭、地域社会の願いを交流し合う機会をもつなど、各学校の実情に応じた相互交流の場を設定することが望まれる。

# 第3章 特別の教科 道徳

## 1 改訂の基本方針

- 道徳教育の充実を図るため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要としての道徳の時間の役割を明確にした上で、児童の道徳性を養うために、適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ることができるよう、学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部を改正し、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直した。
- これまでの道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を今後も引き継ぐとともに、道徳科を要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開することができるよう、道徳教育の目標等をより分かりやすい表現で示すなど、教育課程の改善を図った。

## 2 改善・充実の具体的事項

### 道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(解説p16)

- 1 道徳教育の目標に基づいて行う
- 2 道徳性を養うために行う道徳科における学習
  - (1) 道徳的諸価値について理解する
  - (2) 自己を見つめる
  - (3) 物事を多面的・多角的に考える
  - (4) 自己の生き方についての考えを深める
- 3 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる

## 2 改善・充実の具体的事項

### 道徳科の内容

#### (1) 内容の捉え方

学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」の「第2 内容」は、教師と児童が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。

#### (2) 四つの視点

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

#### (3) 児童の発達的特質に応じた内容構成の重点化

道徳科の内容項目は、「第1学年及び第2学年」が19項目、「第3学年及び第4学年」が20項目、「第5学年及び第6学年」が22項目にまとめられている。

## 2 改善・充実の具体的事項

### 道徳科の内容

#### A 主として自分自身に関すること

[善悪の判断、自律、自由と責任] [正直、誠実] [節度、節制]  
[個性の伸長] [希望と勇気、努力と強い意志] [真理の探究]

#### B 主として人との関わりに関すること

[親切、思いやり] [感謝] [礼儀] [友情、信頼] [相互理解、寛容]

#### C 主として集団や社会との関わりに関すること

[規則の尊重] [公正、公平、社会正義] [勤労、公共の精神]  
[家族愛、家庭生活の充実] [よりよい学校生活、集団生活の充実]  
[伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度] [国際理解、国際親善]

#### D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ] [自然愛護] [感動、畏敬の念] [よりよく生きる喜び]

## 2 改善・充実の具体的事項

### 年間指導計画の意義と内容

各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

(解説p71)

#### 年間指導計画の意義

- ア 6学年間を見通した計画的、発展的な指導を可能にする
- イ 個々の学級において道徳科の学習指導案を立案するよりどころとなる
- ウ 学級相互、学年相互の教師間の研修などの手掛かりとなる

## 2 改善・充実の具体的事項

### 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

- (1) 主題の設定と配列を工夫する
- (2) 計画的、発展的な指導ができるように工夫する
- (3) 重点的指導ができるように工夫する
- (4) 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する
- (5) 複数時間の関連を図った指導を取り入れる
- (6) 特に必要な場合には他学年段階の内容を加える
- (7) 計画の弾力的な取扱いについて配慮する
- (8) 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

## 2 改善・充実の具体的事項

### 道徳科の指導

#### 指導の基本方針

- (1) 道徳科の特質を理解する
- (2) 教師と児童、児童相互の信頼関係を基盤におく
- (3) 児童の自覚を促す指導方法を工夫する
- (4) 児童の発達や個に応じた指導を工夫する
- (5) 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする
- (6) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

## 2 改善・充実の具体的事項

### 道徳科の指導

#### 学習指導の多様な展開

- (1) 多様な教材を生かした指導
- (2) 体験の生かし方を工夫した指導
- (3) 各教科等と関連をもたせた指導
- (4) 道徳科に生かす指導方法の工夫
  - ・教材を提示する工夫
  - ・発問の工夫
  - ・話合いの工夫
  - ・書く活動の工夫
  - ・動作化、役割演技等の表現活動の工夫
  - ・板書を生かす工夫
  - ・説話の工夫

#### 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

- (1) 問題解決的な学習の工夫
- (2) 道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫
- (3) 特別活動等の多様な実践活動等を生かす工夫

## 2 改善・充実の具体的事項

### 道徳科の指導

#### 情報モラルと現代的な課題に関する指導

##### (1) 情報モラルに関する指導

※道徳科は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめる時間であるとの特質を踏まえ、例えば、情報機器の使い方やインターネットの操作、危機回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼を置くのではないことに留意する。

##### (2) 現代的な課題の扱い

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行を踏まえ、障害の有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てるための工夫も求められる。
- ・ 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を養うことも重要な課題となっている。このことについては、「善悪の判断、自立、自由と責任」「規則の尊重」「勤労、公共の精神」などの指導の際に配慮をすることが大切になる。

## 2 改善・充実の具体的事項

### 道徳科の教材に求められる内容の観点

#### 教材の開発と活用の創意工夫

- (1) 道徳科に生かす多様な教材の開発
- (2) 多様な教材を活用した創意工夫ある指導

#### 道徳科に用いられる教材の具備する要件

- (1) 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること
- (2) 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること
- (3) 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること

## 2 改善・充実の具体的事項

### 道徳科の評価

児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

(解説p105)

### 道徳科における評価の意義

それぞれの授業における指導のねらいとの関わりにおいて、児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。

## 2 改善・充実の具体的事項

### 道徳科における評価

#### (1) 道徳科に関する評価の基本的な考え方

- 目標に掲げる学習活動における児童の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。
- 個々の内容項目ごとではなく。大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められる。
- 道徳科の学習活動に着目し、年間や学期と言った一定の時間的なまとまりの中で、児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する必要がある。

#### (2) 個人内評価として見取り、記述により表現することの基本的な考え方

#### (3) 評価のための具体的な工夫

#### (4) 組織的、計画的な評価の推進

#### (5) 発達障害等のある児童や海外から帰国した児童、日本語習得に困難のある児童等に対する配慮

# 移行措置関係規定

## 総則

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（以下「平成30年度」という。）及び平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（以下「平成31年度」という。）の教育課程の編成に当たっては、小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）（以下「現行小学校学習指導要領」という。）第1章の規定にかかわらず、小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）第1章の規定（第3の1(3)イを除く。）によるものとする。

## 特別の教科 道徳

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第3章の規定によるものとする。